

平成28年9月定例会

総務委員会説明資料

県民環境部

目 次

I	提 出 予 定 案 件		
1	一 般 会 計 予 算	-----	1
	(1) 歳 入 歳 出 予 算	-----	1
	ア 総 括 表	-----	1
	イ 課別主要事項説明	-----	2
	次世代育成・青少年課	-----	2
	とくしま文化振興課	-----	3
	環境指導課	-----	4
2	そ の 他 の 議 案 等	-----	5
	(1) 条 例 案	-----	5

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳								
				特 定 財 源							一般財源	
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入	県 債		
県民環境政策課	2,322,218	0	2,322,218	35,504			12	5,500	7,907		2,273,295	
男女参画・人権課	564,926	0	564,926	264,488		3,800		7,000	200		289,438	
次世代育成・青少年課	9,046,319	166,663	9,212,982	(25,068)	1,960,594	10,156	3,507	3,415	1,000,714	1,300	(12,000)	(932)
とくしま文化振興課	855,389	20,500	875,889	(17,500)	106,968		4,386		336,000	3,415		(3,000)
県民スポーツ課	891,119	0	891,119				3,378		336,000	6,640		545,101
環境首都課	972,236	0	972,236	197,830			9,474	3,894	329,615	138,730	91,000	201,693
環境指導課	130,596	6,788	137,384	(6,950)	6,950		26,273			60,314		(6,788)
環境管理課	195,721	0	195,721	10,016			520			50,012	10,000	125,173
計	14,978,524	193,951	15,172,475	(42,568)	2,582,350	10,156	51,338	7,321	2,014,829	268,518	(12,000)	(10,720)

注：()数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

次世代育成・青少年課（子ども・子育て支援室を含む）

（ア）一般会計

（単位：千円）

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	3,200	0	3,200	
青少年女性対策費	244,244	0	244,244	
児童福祉総務費	3,551,008	932	3,551,940	① 一時保護所費 (932) ア 一時保護所費 932 （ア） <u>新</u> 中央こども女性相談センター一時保護所耐震化事業 932
児 童 措 置 費	3,362,309	12,000	3,374,309	① 徳島学院費 (12,000) ア 徳島学院費 12,000 （ア） <u>新</u> 徳島学院寮舎大規模改修事業 12,000
母 子 福 祉 費	1,096,482	0	1,096,482	
児童福祉施設費	789,076	153,731	942,807	① 児童福祉施設整備事業費 (153,731) ア 認定こども園整備事業費補助金 153,731
次世代育成・ 青少年課 合 計	9,046,319	166,663	9,212,982	

とくしま文化振興課（文化創造室を含む）

（ア）一般会計

（単位：千円）

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	96,356	20,500	116,856	① 地方創生加速化支援費 ア(新)「文化プログラム」徳島グレードアップ事業 (20,500) 20,500
文化及び文化財費	447,448	0	447,448	
郷土文化会館 運 営 費	137,963	0	137,963	
文学書道館運営費	173,622	0	173,622	
とくしま文化振興課 合 計	855,389	20,500	875,889	

環境指導課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
環境衛生指導費	130,596	6,788	137,384	① 生活環境整備指導費 (6,788) ア PCB廃棄物適正処理対策事業 6,788 (ア) ①新 高濃度PCB廃棄物処理促進事業 6,788
環 境 指 導 課 合 計	130,596	6,788	137,384	

2. その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（環境首都課）

（制定の理由）

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承する必要がある。

（制定の概要）

(ア) この条例は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とすることとする。

(イ) 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものとする。

(ウ) 気候変動の緩和に係る対策

a 県民生活に係る対策として、次に掲げる事項について定めることとする。

(a) 家庭生活等及び事業活動に係る配慮

(b) 温室効果ガスの排出削減計画書

(c) 建築物に係る配慮

(d) 交通及びまちづくりに係る配慮

b 知事は、再生可能エネルギーの利用の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

c 県民及び事業者等は、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全が推進されるよう努めるものとする。

d 県民及び事業者等は、みだりにフロン類を放出しないよう努めるとともに、廃棄物の発生の抑制や再使用等を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

(エ) 気候変動への適応に係る対策

a 県は、気候変動の影響に係る被害の最小化等及び気候変動の影響の効果的な活用の両面から気候変動への適応に関する施策を推進するものとする。

b 県は、気候変動への適応に関する県民及び事業者等の理解を深めるために必要な支援を行うものとする。

- (オ) 県民一人一人が気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島県地球環境を守る日を設けることとし、徳島県地球環境を守る日は、4月22日とすることとする。
- (カ) 県は、気候変動の緩和及び気候変動への適応に資する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施を促進するために必要な支援を行うものとする。
- (キ) 知事は、温室効果ガスの排出削減計画書を提出した特定事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとする。
- (ク) (キ)の報告又は資料の提出をしなかった者等に対する罰則を定めることとする。
- (ケ) その他所要の規定を設けることとする。

(施行期日)

平成29年1月1日